

進学予定者用給付奨学金 校内推薦基準及び校内選考基準

【校内推薦基準】

1. 家計について

独立行政法人日本学生支援機構の定める申し込み資格及び基準に準じる

2. 学力及び資質について

以下の①及び、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は①及び③に該当する事）

① 自己推薦書において進学に関する意欲及び、給付奨学金の必要性を説明することが出来る

② 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する

イ：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当し、次の i ~ iv のいずれかに該当する

(i)：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(ii)：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

(iii)：ランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(iv)：進学後の学習活動への強い意欲や専門科目への高い能力が認められ、十分にその能力を発揮することが期待される

③ 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学習に対する意欲が認められる

3. 人物について

以下のすべてに該当すること

① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来へ展望がある

② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている

③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な社会性を備えている

4. 健康について

以下のいずれかに該当すること

① 定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる

② 心身に障害や疾病のある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

【校内選考基準】

受給資格及び校内推薦基準を満たし推薦を希望する者が推薦枠を越えた場合、以下の基準に該当する者から順に推薦する

第一基準：全ての教科・科目の評定平均値（小数第2位まで）が高いもの

第二基準：欠席日数が少ないもの

第三基準：自己推薦書の内容により必要性がより高いと判断できるもの

（注）評定及び出席状況の評価は、在校生は第2学年末までの値を、既卒生は第3学年末までの値で選考を行う

【給付型奨学金・選考委員会の構成員】

校長、教頭、首席、総務部長、進路部長、第3学年主任、既卒学年代表とする。ただし、既卒学年代表が構成員となるのは、当該学年に希望者がいる場合のみとし、各学年1名とする。

